

国立健康危機管理研究機構新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

令和 7年 6月13日

第1章 基本的な考え方

1. 1 目的

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第9条第1項の規定に基づき、国立健康危機管理研究機構（以下「JIHS」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項を定め、新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、円滑かつ適切な業務に資することを目的とする。

1. 2 基本方針

JIHS は、新型インフルエンザ等対策の遂行に当たっては、国、地方公共団体及び指定（地方）公共機関等と相互に連携を図りながら、理事長の下、全ての役職員が一丸となって、質の高い科学的知見を内閣感染症危機管理統括庁（以下「統括庁」という。）及び厚生労働省に提供するものとする。

1. 3 定義

新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）に記載されているとおり、本計画においても「準備期」を新型インフルエンザ等の発生を探知する前の段階とし、「初動期」を国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の発生を探知した段階とする。また、「対応期」を新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置され、基本的対処方針が策定されて以降の段階とする。

第2章 実施体制

政府行動計画において、JIHS の果たす役割として以下（1）から（5）までが示されている。

（1）地方衛生研究所等や諸外国とのネットワークを活用した情報収集に基づくリスク評

価

- (2) 科学的知見の迅速な提供、対策の助言と分かりやすい情報提供・共有
- (3) 研究開発や臨床研究等のネットワークのハブの役割
- (4) 人材育成
- (5) 国際連携

これらの役割を果たせるよう JIHS においては、平時・有事を問わない組織の指揮命令系統の一貫性を担保するため、統括部門の各局長は内部理事が兼ねる体制とする。

危機管理・運営局は、本計画の運用における全体統括を担う。

2. 1 実施体制

2. 1. 1 準備期

本計画の内容について JIHS 内で意思統一を図るとともに、新型インフルエンザ等の発生に伴う事態に適切かつ迅速に対応するため、有事の司令塔である危機管理・運営局を中心に据え、総合研究開発支援局、医療提供支援局、人材育成局及びシステム基盤整備局の 4 部門が危機管理・運営局を支援し、有事のフェーズごとに柔軟にチーム編成を変更できる組織体系とする。

危機管理・運営局においては、あらかじめ「初動期」及び「対応期」における JIHS 内の人員体制等を整理し、本計画に基づき、JIHS の一部の業務を縮小して、必要な業務を遂行できる体制を整理する。

なお、本計画に基づく業務遂行に際しては、新型インフルエンザ等の発生段階に応じ、職場における感染対策や継続すべき業務内容を変更するなど、実際の状況に応じて弾力的な運用を行うものとする。

また、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に対応できるよう以下を実施する。

- ・ 新型インフルエンザ等対策に携わる専門人材、行政官等について、キャリア形成の支援等を行いながら、訓練や養成等を推進する。
- ・ 有事において迅速に情報提供・共有し、助言を得ることができるよう、医療、公衆衛生、社会経済等の感染症危機管理に関連する分野の専門家と平時から連携を強化する。
- ・ 国と連携して、国民等に対し、感染症に関する基本的な情報や感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報やその対策等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。

- ・ 国と情報共有等を定期的に行う等、緊密に連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に対応できるよう必要な準備を行う。
- ・ 統括庁や厚生労働省からの科学的知見の求めへの対応や調査研究等の有事における健康危機への対応を想定した平時の体制を構築するとともに、感染症有事の際に迅速な対応が可能となる体制を構築する。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に国際機関や外国政府等と速やかに情報共有できる体制を整備する。
- ・ ワクチンや診断薬、治療薬等の開発等に関する国際連携の取組による連携・協力体制に参画する。
- ・ 医療従事者や専門人材、行政官等の人材育成のために、外国政府や国際機関等との間で、研修員受入れ、専門人材派遣、現地における研修等を行う。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生を想定した外国政府や国際機関等との共同訓練を実施する。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に、国際機関又は発生国からの要請に応じて職員を派遣できるよう、疫学、検査、臨床等からなる海外派遣専門人材チームを編成する。
- ・ 大学等の関係機関と連携し、国際的な連携強化を含む調査研究を実施する。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合に、迅速に情報収集や検体の提供等が受けられるよう海外の研究機関等を含めた関係機関との連携体制を構築する。

2. 1. 2 初動期

危機管理・運営局において、新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがあると判断したときには、その情報収集について政府と連携して進めるとともに、理事長は、速やかに「初動期」の体制に移行することを決定し、あらかじめ定める人員体制等により、本計画に基づき、情報収集・分析を強化する体制に移行する。なお、JIHS 内での意思決定プロセス（理事会の運営を含む）についても、機動的な運用体制とするなど、有事の体制に移行する。

また、国内外における発生動向等に関する情報収集・分析を強化し、効果的かつ迅速に実施するとともに、速やかにリスク評価を行い、その結果を国と共有する。求めに応じて、政府対策本部、関係省庁対策会議や閣僚会議に出席し、科学的知見等の意見を述べる。

更に、迅速に情報収集を行い、検体の提供等が受けられるよう、連携関係にある海外

の研究機関等と協力を進める。

2. 1. 3 対応期

政府対策本部設置後、理事長は、「対応期」の体制に移行することを決定し、あらかじめ定める人員体制等により、本計画に基づき、JIHS の一部の業務を縮小して、必要な業務を遂行する。

また、統括庁や厚生労働省が求める感染症の特徴に関する情報を始めとした科学的知見を迅速に提供するため、迅速な意思決定や情報分析が可能な組織体系に移行する。

更に、感染症の特徴に関する情報、感染状況や医療提供体制のひっ迫状況、国民生活や社会経済活動に関する情報等を継続的に国と共有する。

なお、準備期及び初動期から実施している国内外からの情報を収集し分析する体制について、その時々必要性に応じて、その情報収集・分析の方法や体制を柔軟に変化させ、外部の専門家等の意見も聴きつつ、リスク評価を行い、新型インフルエンザ等対策の実施の判断に必要な関係情報を国に報告する。

理事長は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

2. 2 業務継続（BCP）の考え方

新型インフルエンザ等が発生した場合、その感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、JIHS における新型インフルエンザ等対策に関する業務や最低限の国民生活の維持等に必要な業務を中断することなく、適切な意思決定に基づき継続することが求められる。

一方、新型インフルエンザ等発生時には、多くの職員が本人のり患や家族の看病等のため休暇を取得する可能性があり、また、感染者と濃厚接触した職員についても外出自粛を要請され、出勤出来なくなる可能性がある。さらに、新型インフルエンザ等の感染拡大時には、業務に必要な物資やサービスの確保が困難になる可能性がある。

本計画は、職員の生命・健康を守りつつ、必要な業務を継続するために、職場における感染対策を徹底するとともに、業務の絞り込みを行い、真に必要な業務に資源を集中させることを基本として策定する。

2. 3 JIHS に求められる役割・業務継続方針

JIHS においては、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、適切な意思決定に基づき、政府行動計画等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの（以下「強化・拡充業務」という。）を優先的に実施する。

継続業務は、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、初動期・対応期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの（以下「一般継続業務」という。）を継続することが求められる。

JIHS が、上記の役割を十分に果たすためには、職員の生命や健康を確保するとともに、必要な業務を継続するために万全の対策を講じることが必要である。

このため、強化・拡充業務及び一般継続業務（以下「発生時継続業務」という。）を優先的に実施及び継続できるよう、必要な人員、物資、情報入手体制、相互連携体制等を確保するものとする。特に人員については、状況に応じて、次の考え方により、発生時継続業務以外の業務を一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に従事する職員が欠けた場合の代替要員として確保するものとする。

- ・ 発生時継続業務を適切に実施・継続するため、職場における感染対策を徹底し、交替制勤務など感染リスクを低減させるための勤務体制を工夫する。
- ・ 感染リスクが高いものの、やむを得ず継続することが求められる業務については、より感染リスクの低い実施方法への変更等を検討する。
- ・ 特に不特定多数の者が集まる場を設定する業務（説明会、会議等）については、オンラインや電子メールの活用など代替手段を検討し、それが困難な場合には、中止又は延期する。
- ・ 発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断する。

2. 4 業務の仕分け

2. 4. 1 強化・拡充業務

政府行動計画等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加する新型インフルエンザ等に係る業務は、以下が考えられる。

- ・ 感染症患者の診療業務

- ・ 外部からの応援要請に応じた職員の派遣
- ・ 臨床研究ネットワーク事業の業務
- ・ DMAT による入院調整、高齢者施設等の感染制御や業務継続の支援等業務
- ・ （新型インフルエンザ等の）検査業務
- ・ （新型インフルエンザ等の）感染症サーベイランス
- ・ 積極的疫学調査
- ・ 情報の収集・解析と提供、リスクアセスメント、ワクチンの有効性・安全性評価
- ・ 新型インフルエンザ等の病原体ほか感染対策やリスク評価等に係る研究
- ・ 医薬品・ワクチン・診断薬に係る研究開発
- ・ 新型インフルエンザ等のワクチン等の製剤の検定業務
- ・ 新型インフルエンザ等の行政検査、依頼検査業務
- ・ 自治体等の技術的支援

2. 4. 2 一般継続業務

最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間の業務縮小・中断によって、国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、初動期・対応期であっても業務量を大幅に縮小することが困難な業務は、以下が考えられる。

- ・ 急性期患者の診療業務
- ・ 感染症サーベイランス
- ・ 新型インフルエンザ等以外のワクチン等の製剤の検定業務
- ・ ワクチンに係る公衆衛生研究（疾病負荷・有効性・安全性・費用対効果・季節性インフルエンザ及び新型コロナのワクチン構成株の検討）
- ・ 予防接種データベースの運営、第三者提供業務
- ・ 新型インフルエンザ等以外の行政検査、依頼検査業務
- ・ （新型インフルエンザ等以外の）疫学調査、感染症情報収集・解析業務
- ・ バイオリスク管理業務
- ・ 放射能管理業務
- ・ 動物管理業務
- ・ 情報システム管理業務

2. 4. 3 発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）

縮小業務（中長期的な研究に関する業務や新型インフルエンザ等の流行により社会及び経済が停滞する中で需要が減少すると見込まれる業務）・中断業務（延期したとしても国民生活に直ちに影響を与えるおそれが少ない業務）については、状況に応じて、初動期から段階的に業務を縮小し、対応期には可能な限り中断することとする。なお、縮小・中断の手順や国民及び関係者への周知方法についてはあらかじめ検討するものとする。

- ・（新型インフルエンザ等以外の）研修・講義等
- ・（新型インフルエンザ等と関係がない）研究

2. 5 診療継続の方針

国立国際医療センター院長及び国立国府台医療センター院長（以下「院長」という。）は、本計画を効果的に推進するため、危機管理総局の調整の下、準備期、初動期及び対応期における対応並びに患者数が大幅に増加した場合の対応について記載したそれぞれの病院の新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画（以下「診療継続計画」という。）を作成するとともに、診療継続計画を作成又は修正した場合には、職員に対し周知徹底を図る。

第3章 人員、物資等の確保

3. 1 指揮命令系統の確保

新型インフルエンザ等発生時に、業務上の意思決定者である幹部がri患する場合も想定し、意思決定の停滞を防ぐため、発生時継続業務に携わる幹部については、感染リスクを極力抑えるような対策を講じるとともに、当該幹部がri患し、職務執行が困難となった場合の代行者を確保するとともに、幹部と代行者が同時にri患しないよう、交替で勤務する等の措置を講ずる。

3. 2 人員の確保

発生時継続業務の遂行に必要な人員を確保するための計画をあらかじめ策定する。

当該計画においては、学校・保育施設等の臨時休業や介護サービスの不足により家族の都合で出勤困難となる可能性のある職員や発生時継続業務の遂行のために必要となる専門知識・特殊技能等を有するなど代替が困難な職員を具体的に把握し、職員の欠勤率を最大40%と想定する一方、強化・拡充業務について業務量が増加しても全体が機能するように策定する。

その際、通勤時や勤務時の感染機会を低減するため、時差出勤や自転車・徒歩等によ

る出勤やテレワークの実施等について検討を行う。

3. 3 物資・サービスの確保

施設管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理、消耗品、燃料、酸素等の供給等、新型インフルエンザ等発生時においても継続して確保することが必要な物資・サービスについて、提供事業者に対し、事業継続に向けた協力を要請する。当該事業者自体の事業継続が困難と判断される場合を想定し、あらかじめその代替策を検討する。また、業務継続に必要な医薬品や試薬等の物資については計画的に備蓄を進めるとともに、物資の使用期限等を勘案の上、有効に活用しつつ更新を行う。

3. 4 情報システムの維持

新型インフルエンザ等発生時には、海外からの情報収集、国や関係機関などへの情報共有・発信が重要となるため、情報システムの維持は不可欠であることから、情報システムの整備及び管理にも万全を期し、機器の故障が発生した場合のメンテナンスサービスなどの不足等も想定して措置を講ずる。

第4章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

政府行動計画における主な対策項目について、JIHS としての取組を整理する。

4. 1 情報収集・分析

4. 1. 1 準備期

4. 1. 1. 1 感染症インテリジェンスの実施体制

(1) 国と連携し、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を整備する。また、感染症国際研究拠点連携プログラム（J-GRID+）や ARO alliance for Southeast and East Asia（ARISE）等の事業や国際感染症危機管理対応センター（GIC）等での取り組みを通して、国内外の関係機関や専門家等との交流や往来を深める等、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努める。特に感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から国内外の関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。

(2) 有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備する。そのため、平時から感染症サーベイランスシステムを活用した感染症の発生動向を把握するとともに、匿名感染症関連情報や予防接種、NDB等のデータベース、感染症臨床研究ネットワークの運用を行うことにより、有事に政府が求める内容・量の科学的知見を速やかに提供するためのデータ解析及び第三者提供等を行う。

(3) 国民生活及び国民経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う等、平時から準備を行う。

4. 1. 1. 2 情報収集・分析

感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行う。国と連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。

4. 1. 1. 3 訓練

国等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。

4. 1. 1. 4 人員の確保

国等と連携し、平時において、多様な背景の専門性（公衆衛生や疫学、データサイエンス等）を有する感染症専門人材の育成や人員確保、活用、有事に向けた訓練等を行うとともに、有事に必要な人員規模と専門性を確認し、配員調整等を行う。

4. 1. 1. 5 DXの推進

国と連携し、平時から迅速に情報収集・分析を行うため、情報入力自動化・省力化や情報の一元化、データベース連携等のDXを推進する。また、これらを利用した分析体制、情報共有システムを整備する。

例えば、ワクチンや治療薬等の研究開発の基盤構築のための臨床情報や疫学情報の収集に当たっては、ワクチンや治療薬等の研究開発や治療法の確立に資する整備や4.

1. 1. 1 (2) におけるデータベースの運営及び第三者提供を行っていく。

4. 1. 2 初動期

4. 1. 2. 1 実施体制の強化

国と連携し、新型インフルエンザ等が発生した場合は、速やかに感染症インテリジェンス体制を強化し、当該感染症に関する情報収集・分析及びリスク評価の体制を確立する。

4. 1. 2. 2 情報収集・分析結果の提供・共有

国と協力して、感染症指定医療機関での対応により得られる臨床情報、地方衛生研究所等での検査により得られる情報、都道府県が実務を行う中で入手した情報、国際機関、研究機関や学術団体等が入手した情報も含め、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する情報収集・分析を行い、新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を含む診断・治療に関する情報等について、随時更新や見直しを行いながら、都道府県、医療機関、国民等に迅速に提供・共有を行う。

4. 1. 2. 3 リスク評価

- (1) 国と連携し、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、国内での発生状況、臨床像に関する情報、公衆衛生・医療等への影響について分析し、包括的なリスク評価を行う。リスク評価は、都道府県等や国際機関、研究機関、在外公館、検疫所等からの情報、学術論文等の情報、現地での派遣調査による情報、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報等のほか、感染動向に関する様々なシミュレーションの結果等の情報収集・分析に基づき実施する。
- (2) 国と連携し、国民生活及び国民経済に関する情報や社会的影響等についても情報収集を行い、感染症危機が国民生活及び国民経済等に及ぼす影響を早期に分析することを目指す。
- (3) 国及び都道府県等と連携し、必要な情報を効率的かつ効果的に収集・分析を行うため、感染症インテリジェンス体制を強化し、継続的にリスク評価を実施する。また、有事の際に、感染症インテリジェンスに資する情報を効率的に集約できるよう、準備期に構築した人的・組織的ネットワークを最大限に活用し、

迅速かつ継続的に情報収集・分析を行う

4. 1. 3 対応期

4. 1. 3. 1 実施体制の強化及び見直し

国と連携し、新型インフルエンザ等に関する速やかな情報収集・分析及びリスク評価を実施できるよう、感染症インテリジェンス体制を強化する。

また、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じ、情報収集・分析の方法や実施体制を柔軟に見直す。

4. 1. 3. 2 リスク評価

- (1) 国及び都道府県等と連携し、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、国内での発生状況、臨床像に関する情報について分析し、包括的なリスク評価を行う。リスク評価は、国際機関、研究機関等の情報や、検疫所及び都道府県等からの報告、積極的疫学調査等により得られた結果等の情報収集・分析に基づき実施する。また、国民生活及び国民経済に関する情報や社会的影響等についても、必要な情報を収集し、考慮する。
- (2) 国及び都道府県等と連携し、リスク評価に基づき、感染症インテリジェンス体制を強化する。また、有事の際に、感染症インテリジェンスに資する情報を効率的に集約できるよう、準備期及び初動期に構築した人的・組織的なネットワークを最大限に活用し、迅速かつ継続的に情報収集・分析を行う。

4. 2 サーベイランス

4. 2. 1 準備期

4. 2. 1. 1 実施体制

- (1) 国と連携し、国内における新型インフルエンザ等の発生等を早期に探知することを目的に、海外における感染症の発生動向等に関する情報を集約・分析する。
- (2) 国と連携し、平時から都道府県等への感染症サーベイランスに係る技術的な指導及び支援や人材育成を実施するとともに、訓練等を通じて有事における都道府県等の感染症サーベイランスの実施体制について評価を行う。
- (3) 国と連携して、感染症インテリジェンスで得た知見を踏まえて、有事において迅速かつ効率的な感染症サーベイランスの実施体制を構築できるよう、国内の民

間検査機関を含む関係機関や外国政府、国際機関（WHO、WOAH、国連食糧農業機関（FAO）等）等と、平時から情報共有や意見交換を行う。

4. 2. 1. 2 平時に行うサーベイランス

- （１）感染症サーベイランス体制の強化に向けた研究の一環として、国等と連携し、下水サーベイランス等の患者からの直接的な検体採取を伴わないサーベイランスを平時から実施し、その分析結果等を国に提供する。
- （２）国及び都道府県等と連携し、指定届出機関からインフルエンザ患者の検体入手し、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステムを活用し、発生状況について国及び都道府県等と共有する。
- （３）国及び都道府県等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じ、感染症サーベイランスシステムを活用した新型インフルエンザ等の早期探知の運用の習熟を行う。

4. 2. 1. 3 人材育成及び研修の実施

国及び都道府県等と連携し、感染症サーベイランスに関係する人材の育成と確保のため、有事に必要な人員規模をあらかじめ検討した上で、担当者の研修を実施する。

4. 2. 1. 4 DX の推進

国と連携し、平時から、感染症流行に関する情報を効率的かつ迅速に収集するとともに、有事における迅速な感染症危機管理上の判断及び重症度等の感染症対策に資する情報収集が可能となるよう、DX を推進する。

4. 2. 1. 5 分析結果の共有

国と連携し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報等のサーベイランスの分析結果を都道府県等に迅速に共有するとともに、分析結果に基づく正確な情報を国民等に分かりやすく提供・共有する。

4. 2. 2 初動期

4. 2. 2. 1 実施体制

国と連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、初期段階のリスク評価に基づき、有事の感染症サーベイランスの実施体制への移行について検討し、実施体制の整備を進める。

4. 2. 2. 2 リスク評価

- (1) 国、都道府県等及び関係機関と連携し、準備期から実施している感染症サーベイランスを継続するとともに、新たな感染症の発生を探知した場合には、当該感染症に対する疑似症サーベイランスを運用する。また、国、都道府県等及び関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の患者の全数把握を始めとする患者発生サーベイランス等の強化により、患者の発生動向等の迅速かつ的確な把握を強化する。また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、国民の抗体保有状況等の必要な知見を得るため、入院者数や重症者数の収集（入院サーベイランス）及び病原体ゲノムサーベイランスを行う等、有事の感染症サーベイランスを開始する。

新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者から採取した検体を地方衛生研究所等が亜型等の同定を行ったものについて、それを確認する。

- (2) 国と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報や感染症インテリジェンス活動で得た知見等に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について分析を行う。これらを踏まえた初期段階でのリスク評価に基づき、感染症サーベイランスの実施体制の強化等の必要性の評価を行う。
- (3) 国及び都道府県等と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえた初期段階でのリスク評価に基づき、感染症対策に係る科学的知見を国に提供する。
- (4) 国及び都道府県等と連携し、国内の感染症の発生状況等を迅速に把握し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報を含め都道府県等に共有するとともに、感染症の発生状況等や感染症対策に関する科学的知見を国に提供する。

4. 2. 3 対応期

4. 2. 3. 1 実施体制

国と連携し、新型インフルエンザ等に関する情報収集を迅速に実施できるよう、リスク評価に基づき、有事の感染症サーベイランスの実施体制を整備する。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染症サーベイランスの実施方法の必要な見直しの検討を行い、適切な感染症サーベイランスの実施体制を検討する。

4. 2. 3. 2 リスク評価

- (1) 国及び都道府県等と連携し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報を把握する。また、国、都道府県等及び関係機関と連携し、国内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。
- (2) 国と連携し、感染症の特徴及び流行状況を踏まえたリスク評価に基づき、全国的な感染症サーベイランスの強化の必要性、感染症サーベイランスの対象及び届出対象者の重点化や効率化等の必要性の評価を行う。初動期以降も、必要に応じて、疫学調査や厚生労働科学研究等により、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について評価を行い、必要な対応や見直しを検討する。
- (3) 国及び都道府県等と連携し、感染症サーベイランスにより国内の新型インフルエンザ等の発生状況等を迅速に把握し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報を含め都道府県等に共有するとともに、国民等へ新型インフルエンザ等の発生状況等について迅速に提供・共有する。

4. 3 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

4. 3. 1 準備期

平時から国等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する科学的知見について、国民等の理解を深めるため、分かりやすい情報提供・共有を行う。そのため、国民等の感染症に対する意識を把握し、感

染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、JIHS による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

4. 3. 2 初動期

- (1) 国と連携して、国民等に対し、感染症の特徴や発生状況等の科学的知見等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。情報提供・共有にあたっては、差別・偏見等を生むことにつながらないよう十分に配慮する。
- (2) 国と協力して、感染症指定医療機関での対応により得られる臨床情報、地方衛生研究所等での検査により得られる情報、都道府県が実務を行う中で入手した情報、研究機関や学術団体等が入手した情報も含め、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する情報収集・分析を行い、新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を含む診断・治療に関する情報等について、随時更新や見直しを行いながら、都道府県、医療機関、国民等に迅速に提供・共有を行う。

4. 3. 3 対応期

国と連携して、国民等に対し、感染症の特徴や発生状況等の科学的知見等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。情報提供・共有にあたっては、差別・偏見等を生むことにつながらないよう十分に配慮する。

4. 4 ワクチン

4. 4. 1 準備期

4. 4. 1. 1 ワクチンの研究開発

- (1) 国と連携して、危機管理の観点から感染症危機対応医薬品等を国内で利用できるようにすることが必要な感染症について、分析や評価を行う。
- (2) 国及び関係機関と連携し、研究開発を推進する上で必要となる霊長類等の実験動物を安定的に確保するための方策について検討し、実施する。また、大型の霊長類を含む実験動物を扱った非臨床試験を実施することのできる設備や人材を整備・確保するための方策についても検討し、実施する。
- (3) 国と連携し、ワクチンの開発を推進するため、平時から国内外の研究機関や製薬関係企業等と連携し、病原体やゲノム配列データ等の情報を早期に入手し、研究開

発を行う関係機関に対し分与・提供する。

- (4) 国と連携し、有事に短期間で多数の被験者の登録を行う大規模な治験を行う治験環境を整備するとともに、国際的な治験・臨床試験が可能となる体制の整備を行う。
- (5) ワクチン導入後の有効性及び安全性の評価の実施について検討を行う。
- (6) 国及び大学等の研究機関と連携し、ワクチンの研究開発の担い手の確保を推進するため、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域における人材育成を行う。

4. 4. 2 初動期

4. 4. 2. 1 ワクチンの研究開発

国及び国内外の研究機関等と連携し、病原体及びゲノム配列データ等の情報を早期に入手し、研究開発を行う関係機関に対し、分与・提供するとともに、早期にパンデミックワクチンの研究開発を実施する。

4. 4. 3 対応期

4. 4. 3. 1 ワクチンの研究開発

- (1) 国と連携し、新型インフルエンザ等のウイルス株（新たな感染症の場合は、病原体）の変異等に関する情報収集に努める。
- (2) 国と連携し、流行株の変異が認められた場合は、産学官が連携して当該変異したウイルス株（新たな感染症の場合は、病原体）に対し、「4. 4. 2. 1」に記載した取組を実施する。
- (3) 国と連携し、抗体等免疫獲得状況調査を実施し、予防接種の計画に資する情報を収集する。
- (4) 国及び関係機関と連携し、流行株に対するワクチンの有効性及び安全性について評価を実施する。評価にあたっては、副反応疑い報告を受けた調査や、予防接種記録及び副反応疑い報告の情報が格納されたデータベースの活用、当該データベースと NDB 等の連結解析を実施する。

4. 5 医療

4. 5. 1 準備期

- (1) 国と連携して、特に医療機関や研究機関、検査機関の機能等の向上のため、人材の交流も含め、人材育成や研究開発の支援等を行う。

- (2) 院長は、それぞれの病院の診療継続計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の体制整備、職員の健康管理と啓発、病院機能の維持・業務継続及び医療資機材の確保等について、必要な措置を講ずる。
- (3) 平時から、都道府県連携協議会等に参加し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理された内容を確認し、準備を行う。
- (4) 院長は、新型インフルエンザ等への対応力を向上させ、有事における対応体制に円滑に移行できるようにするため、平時から有事に備えた訓練や研修を行う。
- (5) 都道府県との協定における役割や機能に応じて、関係学会の最新の知見に基づくガイドライン等を参考にし、院内感染対策（ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等）や患者の受入体制の確保等に係る実践型の訓練や研修を実施し、又は、都道府県等の自治体を含む外部の機関が実施するものに職員を参加させ、その状況について医療機関等情報支援システム（G-MIS）等により都道府県に報告する。その際、機関全体の対応能力の向上を図るため、平時に感染症対応に従事する医療従事者以外の職員も含めた訓練や研修とするよう留意する。
- (6) 有事における職員のシフトや医療従事者のメンタルヘルス支援等について事前に調整等を行う。
- (7) 災害・感染症医療業務従事者（DMAT）の養成・登録を行う。
- (8) 人工呼吸器や ECMO 等の集中治療を扱う医療人材や感染症専門人材の育成を推進する。
- (9) 新型インフルエンザ等の診断、重症度に応じた治療、院内感染対策、患者の移送等に係る指針等を策定する。
- (10) 院長は、訓練等の実施結果を踏まえ、必要に応じてそれぞれの病院の診療継続計画の見直しを行う。
- (11) 平時より患者を受け入れるための施設整備及び設備整備を行う。
- (12) 平時から、ゾーニングや個室・陰圧室等の準備状況について定期的な確認を行い、対応体制の強化を行う。
- (13) 院長は、それぞれの病院の診療継続計画に基づき、医薬品及び診療材料等の必

要数について検討するとともに、必要最低限の備蓄を行う。

- (14) 院長は、それぞれの病院の診療継続計画に基づき、診療機材等の整備、点検を行い不測の事態に対応できるようにする。

4. 5. 2 初動期

- (1) 院長は、それぞれの病院の診療継続計画に基づき、外来及び入院の診療体制、職員の健康管理等及び各部門における対応について、必要な措置を講ずる。
- (2) 危機管理・運営局が、新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがあるとして、初動期に移行することの検討を開始した場合は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前から中心となって対応する。
- (3) その後も、都道府県からの要請に応じて、病床を確保し、入院医療を提供する等、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。
- (4) 平時に都道府県と締結した協定に基づき、都道府県からの要請に応じて、新型インフルエンザ等に対応するため、医療人材を医療機関等に派遣する。
- (5) また、東京都からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の入力を行う。
- (6) 症例定義を踏まえ、受診患者が新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に感染したおそれがあると判断した場合は、直ちに保健所に連絡する。
- (7) 対応期において流行初期の協定締結医療機関としての医療提供体制が遅滞なく確保できるよう、準備を行う。

4. 5. 3 対応期

4. 5. 3. 1 対応期における基本の対応

- (1) 院長は、JIHS 本部に対策本部が設置されたときは、それぞれの病院の診療継続計画に基づき、各病院内に新型インフルエンザ等対策を遂行するための災害本部を設置し、外来及び入院の診療体制等について、必要な措置を講ずることにより、患者の受入体制を確保し、患者に適切な医療を提供する。
- (2) 初動期に引き続き、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。
- (3) 患者数の大幅増加又は勤務可能な職員数の減少が発生した場合には、院長は、それぞれの病院の診療継続計画に基づき、一部診療業務の縮小及び休止等の措置

を講ずる。

- (4) 都道府県からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の入力を行う。また、感染症対策物資等（個人防護具等）の備蓄・配置状況について医療機関等情報支援システム（G-MIS）に入力を行い、感染症対策物資等が不足することが予見される場合は医療機関等情報支援システム（G-MIS）を通じて都道府県へ報告を行う。
- (5) 準備期において都道府県連携協議会等で整理した医療提供体制等および、準備期に東京都と締結した協定に基づき必要な医療を提供する。また、初動期に引き続き、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。準備期に都道府県と締結した協定に基づき、都道府県からの要請に応じて、病床確保を行うとともに地域の病院や他の協定締結医療機関と連携しながら発熱外来、自宅療養者等への医療提供、医療人材の派遣を行う。
- (6) 都道府県又は市区町村から職員の派遣要請を受けた場合には、対策本部とそれぞれ病院の間における調整に基づき、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。
- (7) 新型インフルエンザ等対策に関わる医療従事者に生じ得る心身への影響を考慮し、状況に応じたローテーション制の導入、休暇の確保、メンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。

4. 5. 3. 2 新型インフルエンザ等の発生の初期段階の対応

- (1) 初動期に引き続き、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。
- (2) 流行初期医療確保措置協定締結医療機関として、準備期に都道府県と締結した協定に基づき、都道府県からの要請に応じて、病床を確保し、地域の病院や他の協定締結医療機関と連携しつつ発熱外来を行う。
- (3) 症例定義を踏まえ、受診患者を新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに保健所に届け出る。

4. 5. 3. 3 感染拡大が進んだ時期以降の対応

- (1) 準備期に都道府県と締結した協定に基づき、都道府県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、医療人材の派遣を行う。
- (2) 病原性が高い場合は、重症患者が多数発生することが想定されるため、重症者

用の病床の確保を行う。

4. 6 治療薬・治療法

4. 6. 1 準備期

4. 6. 1. 1 情報収集・分析体制の整備

- (1) 危機管理の観点から、感染症危機対応医薬品を国内で利用できるようにすることが必要な感染症について、国が行う分析や評価を支援する。
- (2) 国と連携し、国内外の重点感染症の治療薬・治療法の研究開発動向や備蓄の状況、臨床情報等に関する情報を収集し、分析を行う。
- (3) 国と連携し、得られた知見を速やかに政府内や都道府県、医療機関、日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）等に提供できるよう、有事における情報共有体制を構築する。

4. 6. 1. 2 治療薬・治療法の研究開発の推進

- (1) 国及び AMED と連携し、新しい技術の活用を含め、臨床研究ネットワーク事業（iCROWN 事業）を通じて感染症危機対応医薬品等や治療法の研究開発を推進する。
- (2) 都道府県から指定された感染症指定医療機関と連携した臨床情報、検体及び病原体を管理・集約できる体制を構築する。
- (3) 国及び AMED と連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、初動期から治療薬・治療法の速やかな研究開発の推進及び支援を行うため、平時から、基礎研究から治験等臨床研究に至る感染症研究のハブとして機能する体制を整備する。感染症の診療を行う医療機関が感染症の科学的知見の創出や治療薬等の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県や国内外の医療機関、研究機関等との連携及びネットワーク（iCROWN 事業）の強化に努める。
- (4) 国及び AMED と連携し、重点感染症に関する治療薬・治療法について、研究開発基盤を整備するとともに、平時から治験薬製造等に関する体制の整備や人材育成・確保等の長期的かつ戦略的な研究開発支援に取り組む。
- (5) 国及び関係機関と連携し、研究開発を推進する上で必要となる霊長類等の実験動物を安定的に確保するための方策について検討し、実施する。また、大型の霊

長類を含む実験動物を扱った非臨床試験を実施することのできる設備や人材を整備・確保するための方策についても検討し、実施する。

- (6) 国、AMED や研究機関等と連携し、研究試薬を含む治療薬・治療法の研究開発企業の育成及び振興や、国産試薬の開発、国内製造の促進への支援、創薬ベンチャーの育成等を実施する。
- (7) 戦略性を持った研究資金の確保を行い、また、研究の実施に資する助言を国に行う。
- (8) 国及び大学等の研究機関と連携し、治療薬・治療法の研究開発の担い手を確保するため、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域における人材育成を行う。
- (9) 国と連携し、臨床情報やゲノム情報、検体等が速やかに共有され、治療薬の研究開発や治療法の確立に資するよう、情報の入力自動化・省力化や情報の一元化やデータベース連携等、DX を推進する。特に治療薬等の研究開発の基盤構築のための臨床情報の収集に当たっては、DX により迅速な対応ができるよう、体制を整備する。
- (10) 国と連携し、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を都道府県、医療機関等や医療従事者等、国民等に対して迅速に提供・共有するための体制を整備する。

4. 6. 2 初動期

- (1) 国、AMED を含む国内外の関係機関と連携し、発生した新型インフルエンザ等に関する治療薬・治療法の国内外の研究開発動向や臨床情報等に関する情報を随時収集し、その分析を行う。また、その知見を政府内や都道府県、医療機関等の関係機関で共有する等、双方向的な情報共有を行う。
- (2) 国や AMED 等と連携し、発生した新型インフルエンザ等の治療薬・治療法の研究開発方針や治療薬の確保方針に係る科学的知見を国に提供する。
- (3) 国と連携し、治療薬・治療法の開発を推進するため、国内外の機関と連携し、病原体及びゲノム配列データ等の情報を早期に入手し、研究開発を行う製薬関係企業や研究機関等の関係機関に対し分与・提供する。
- (4) 国及び AMED と連携し、新たな治療薬・治療法の研究開発のため、国内外の関係機関と連携し、準備期において構築した重点感染症に対する研究開発基盤等を活用し、早期の臨床応用を目指し、基礎研究及び橋渡し研究を迅速に実施する。

- (5) 製薬関係企業や医療機関等と連携し、準備期に構築した臨床研究等の実施に資する体制や人材を活用し、国内外で必要な臨床研究等を迅速に開始するとともに、治療薬の研究開発や治療法の確立に資する科学的知見の収集や共有を図る。
- (6) 国、AMED、医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）を含む関係機関と連携し、研究試薬を含む治療薬・治療法の研究開発企業の振興や、国産試薬の開発、国内製造の支援、創薬ベンチャーによる開発を含め迅速な研究開発の推進及び早期実用化のための必要な支援を実施する。
- (7) 戦略性を持った研究資金の確保を行い、また、研究課題の設定や研究費の分配等の実施に資する情報提供等を国に対して行う。
- (8) 国及び AMED と連携し、製薬関係企業等に対し、既存の治療薬や化合物、開発シーズの新型インフルエンザ等に対する有効性等の検証について、必要に応じて、研究開発の支援を行う。
- (9) 国、大学等の研究機関や製薬関係企業等と連携し、既存の治療薬の新型インフルエンザ等に対する有効性等の検証を速やかに行うとともに、流行初期における診療指針の策定を図る。その際に、必要に応じて、準備期に構築した研究開発体制を活用し、治療薬の有効性等の精査を行う。
- (10) 国と連携し、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、都道府県、医療機関等や医療従事者等、国民等に対して迅速に提供・共有する。

4. 6. 3 対応期

- (1) 国、AMED を含む国内外の関係機関と連携し、発生した新型インフルエンザ等に関する治療薬・治療法の国内外の研究開発動向等に関する情報や必要に応じて臨床情報を随時収集し、流行している病原体に対する既存の薬剤の有効性を含め分析を行う。また、その知見を政府内や都道府県、医療機関等の関係機関で共有し、双方向的な情報共有を行う。
- (2) 国、AMED、PMDA 等と連携し、発生した新型インフルエンザ等の治療薬・治療法の研究開発や確保の方針に係る科学的知見を国に提供する。
- (3) 国、AMED を含む国内外の関係機関と連携し、治療薬・治療法の開発に際して臨床試験の実施に係る支援を行う。
- (4) 国と連携し、既存の治療薬・対症療法薬や開発・承認された治療薬を用いた治療法の確立に資するよう、得られた知見を整理し、関係学会等による科学的知見の

共有や適正な使用を含めた診療指針の策定や見直しを支援する。

- (5) 国と連携し、治療薬・治療法の有効性及び安全性に関する情報の収集に努め、治療法のエビデンスレベルの向上に努める。特に特例承認や緊急承認された治療薬については国内での使用実績が少ないこと等を踏まえ副作用の発生状況等の把握に努める。また、必要に応じ診療指針の改定等に必要な支援を検討する。
- (6) 国や関係学会等と連携し、必要に応じて、新型インフルエンザ等の感染に伴う合併症や中長期的な予後を把握するとともに、合併症に対する治療法等について分析し、必要な研究を実施する。

4. 7 検査

4. 7. 1 準備期

4. 7. 1. 1 検査体制の整備

- (1) 地方衛生研究所等の試験・検査等の業務において具体的な連携を深めるとともに、民間検査機関等も含めた国内の検査実施機関における検査体制の強化を支援する体制を構築する。また、地方衛生研究所等との迅速な検査精度等の検証を行う体制を確立するとともに、有事における検査用試薬等の入手ルートを確保する。
- (2) 国と協力して、検査体制を整備するために必要な人材の育成に資する技術研修を実施し、検査の精度管理を充実し、検査機関における検査精度を担保する。
- (3) 国と連携し、有事に円滑に検査体制が構築できるよう、地方衛生研究所等、検査等措置協定締結機関等が参加する訓練等を実施する。
- (4) 都道府県等、地方衛生研究所等、検疫所、研究機関、学会等、試薬・検査機器メーカー等の民間企業と連携し、検体の入手から病原体の検出手法の確立及びその手法を検査機関に普及するに至るまでの初動体制を構築するための訓練を実施する。
- (5) 国、地方衛生研究所等、民間検査機関、医療機関等と連携し、有事において、検査の実施状況や検査陽性割合等を効率的に把握するための方法の確立及び体制の確保を行う。その際、有事における業務負荷を軽減できるよう、DXの推進により、自動化、効率化されたシステムを構築する。

4. 7. 1. 2 研究開発体制の構築及び関係機関等との連携

- (1) 国及びAMEDと連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染症危機対応医薬品等の利用可能性を確保するための重点感染症の指定、研究開発の推進、利活

用体制の確保に至る一連のエコシステムの構築のための検討を進める。また、新たな検査診断技術の研究を推進し、有効性が示される場合には、新型インフルエンザ等への対策として導入し普及させることを念頭に置く。

- (2) 国、都道府県等や国内外の医療機関や研究機関等と連携し、研究開発能力を有する研究機関や検査機関等とともに、検査診断技術の開発の方針を整理する。
- (3) 国及び AMED と連携し、新型インフルエンザ等が発生した際に、研究開発能力を有する研究機関や検査機関等とともに、検査診断技術の研究開発や普及を早期に実現するため、感染症の診療を行う医療機関が診断薬・検査機器等の検査診断技術の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県等や国内外の研究機関等との連携やネットワークの強化に努める。
- (4) 国と連携し、診断薬・検査機器等の検査診断技術の研究開発及び国内製造の促進を目的とする研究開発企業の育成や振興の支援等を行う。
- (5) 戦略性を持った研究課題の設定や研究費の分配等の実施に資する情報提供等を国に対して行う。
- (6) 国と連携し、診断薬・検査機器等を早期に開発・製造し流通させるため、海外からの検体や病原体、ゲノム配列データ等の入手の仕組みや搬送体制について確認し、必要な対応を行う。

4. 7. 2 初動期

- (1) 国と連携し、水際対策の強化に伴い、検疫所等で PCR 検査等の検査を実施するための技術的検証を行う。
- (2) 国と協力し、海外における情報も含めて、幅広く新型インフルエンザ等に関する情報の収集を行い、国内における検査体制の拡充に協力する。
- (3) 国と連携し、海外で新型インフルエンザ等が発生している場合は、速やかに検体や病原体の入手に努め、入手した検体を基に病原体の検出手法を確立する。また、病原体又は病原体情報を基に検査方法の確立を迅速に行う。
- (4) 海外から検体や病原体を速やかに入手するとともに、検疫所や国内で採取された検体を収集し病原体を確保し、検査試薬の開発及び検査マニュアルの作成を行う。
- (5) 国と連携し、既存の診断薬・検査機器等の活用の可否を検討し判断するとともに、検査試薬及び検査マニュアルを速やかに地方衛生研究所等や検査等措置協定

締結機関等に配布する等の技術的支援を行う。

- (6) 国と連携し、新型インフルエンザ等の発生当初から研究開発能力を有する研究機関や検査機関、民間検査機関等と協力の上、速やかに PCR 検査等の最適で汎用性の高い検査方法の開発を行い、臨床研究により評価を行うとともに、検査の使用方法について取りまとめ、医療機関等に情報提供・共有する。
- (7) 国と連携し、検体から速やかに病原体を分離し、適切な病原体管理が可能な研究開発企業や研究機関、学会等の関係機関からの研究開発目的での要望に対し分与・提供する。
- (8) 国及び AMED と連携し、準備期に構築した都道府県等や国内外の医療機関や研究機関等との連携やネットワークを活用し、作製した感染症検体パネルを提供する等、研究開発能力を有する研究機関や検査機関等とともに検査診断技術の研究開発を行う。開発した検査診断技術については品質の担保を含めた評価を行う。また、各種検査方法について指針を取りまとめ、地方衛生研究所等、民間検査機関、医療機関等に情報を提供・共有する。
- (9) 国及び都道府県等と連携し、準備期において整理した検査実施の方針の基本的な考え方も踏まえ、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況や医療提供体制の状況等に基づき、リスク評価を実施し、検査実施の方針を決定するとともに、段階的に検査実施の方針を見直す。さらに、流行状況やリスク評価に基づき、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、国民等に分かりやすく提供・共有する。

4. 7. 3 対応期

- (1) 国と協力し、国内外の検査体制に係る情報を収集するとともに、必要に応じて JIHS 内での検査体制の維持や拡充等のための見直しを行う。
- (2) 国、AMED や官民の研究機関と連携し、準備期に構築した検査関係機関等との連携やネットワークを活用し、臨床研究を推進し、検査方法の研究開発や確立に資する科学的知見の収集及び共有を図る。
- (3) 国と連携し、国内で検査方法が開発された場合は、開発された検査方法の臨床試験の実施に係る支援を行う。
- (4) 国と連携し、臨床試験により診断薬・検査機器等の評価を速やかに行う。
- (5) 国と連携し、新たに、より安全性が高い検査方法や検体採取方法が開発された

場合は、これらの手法の医療機関等への速やかな普及を図る。

- (6) 国と連携し、薬事承認を得ていない検査方法が活用されている場合は、これらの検査精度に関する情報の収集に努め、課題が認められる場合には、国に報告する。
- (7) 国及び都道府県等と連携し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況や医療提供体制の状況等に基づき、リスク評価を実施し、検査実施の方針を決定するとともに、段階的に検査実施の方針を見直す。さらに、流行状況やリスク評価に基づき、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、国民等に分かりやすく提供・共有する。

4. 8 保健

4. 8. 1 準備期

- (1) 国、都道府県等と連携して、感染症危機管理リーダーシップ研修（IDCL）事業等を通して危機管理のリーダーシップを担う人材や応援職員の人材の育成、「実地疫学専門家養成コース（FETP）」を通じた疫学専門家等の養成及び連携の推進、IHEAT 要員に係る研修を実施する。
- (2) 地方衛生研究所等との情報共有を始めとした連携体制を構築するとともに、迅速な検査や疫学調査の機能の維持及び強化のために必要な支援を行う。
- (3) 有事に迅速に検査体制が整備できるよう、都道府県等、地方衛生研究所等、検疫所、研究機関、学会等、試薬・検査機器メーカー等の民間企業と連携し、検体の入手から病原体の検出手法の確立及びその手法の検査機関への普及に至るまでの初動体制を構築するための訓練を実施する。
- (4) 感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナウイルス等の流行状況（病原体ゲノムサーベイランスを含む。）を迅速に把握する体制を整備する。
- (5) 平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型コロナウイルス等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国に提供する。

4. 8. 2 初動期

- (1) 国内外での新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の発生状況を迅速に把握するとともに、当該感染症の特徴や有効な感染防止対策等、都道府県等が住民に対して行うリスクコミュニケーション等に必要な情報を国に提供する。

4. 8. 3 対応期

- (1) 国及び都道府県等と連携し、退院届けの収集等を通じ、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報を把握する。また、国、都道府県等及び関係機関と連携し、国内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。
- (2) 都道府県等からの要請に基づき、地域の感染状況等の実情に応じて実地疫学の専門家等の派遣について検討し、必要に応じて実施する。
- (3) 流行初期以降も、引き続き、都道府県等からの要請に基づき、地域の感染状況等の実情に応じて実地疫学の専門家等の派遣について検討し、必要に応じて実施する。

第5章 感染対策の徹底

5. 1 職場での感染対策

理事長は、職場における感染対策について検討を行うとともに、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、あらかじめ感染対策について職員に周知する。

なお、検討に当たっては、発症者等への対応や海外勤務する職員への対応についても考慮する。

また、院長は、それぞれの病院の院内における感染対策について検討を行うとともに、患者及び職員の安全対策に努める。

5. 2 特定接種

感染症法に基づく医療措置協定を締結している国立国際医療センター及び国府台医療センターで新型インフルエンザ等医療の提供に従事する職員は、政府行動計画ガイドラインにおいて、「A医療分野（A-1 新型インフルエンザ等医療型）」の特定接種の登録対象者に位置づけられ、さらに重大・緊急の生命保護に従事する職員については、「A医療

分野（A-2 重大・緊急医療型）」の特定接種の登録対象者に位置づけられている。

また、「国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作成」を行う職員は、「特定接種の対象となり得る国家公務員（区分1）」と位置づけられているため、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において決定される特定接種の接種総数、接種順位等を踏まえ、職員への特定接種の優先順位を決定し実施する。

理事長は、特定接種の実施にかかわらず、業務の継続が可能なよう対策を講ずる。

第6章 業務計画の維持・管理等

6. 1 関係機関との連携

本計画について、業務遂行上関係のある府省庁、地方公共団体等との連携を確保し、積極的に調整を行う。

6. 2 教育・訓練

本計画を有効に実施するため、全職員に対し周知徹底する。特に、発生時継続業務に従事する職員に対しては、発生時の対応について周知し、理解させるとともに、定期的に教育・訓練を行う。

6. 3 点検・是正

本計画を有効に実施するため、人員体制等の計画について、人事情報等を反映し、継続的に更新する。また、新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合、政府行動計画等に変更があった場合等には、適宜改正するものとする。

第7章 緊急事態宣言その他政府全体の方針への対応

本計画に限らず、特措法第32条第1項に基づく緊急事態宣言及び同法第31条の6第1項に基づくまん延防止等重点措置その他新型インフルエンザ等の感染拡大状況に応じて政府全体の方針が示された際には、これに従い、必要に応じて出勤の制限や業務の従事方法等について柔軟に見直しを行う。